

大分類 H—金融・保険業

総 説

この大分類には、金融業（銀行業、信託業、その他の金融業、投資業、証券業、商品取引業）、保険業（保険業および保険代理業）ならびにこれらに付帯するサービスを提供する事業所が分類される。

政府事業である郵便貯金、簡易生命保険を営む事業所、もっぱら金融または保険の事業を営む協同組合、農業災害保険の事業を行なう農業共済組合・同連合会、農業共済基金ならびに漁船災害保険の事業を行なう漁船保険組合はこの分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行なう事業所は、大分類 L—サービス業〔9211〕または大分類 M—公務〔9711または9811〕に分類される。

中分類 50—銀行・信託業

総 説

この中分類には、中央銀行と銀行業、信託業ならびにこれと似た民間および政府金融機関が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

501 中 央 銀 行

5011 中 央 銀 行

銀行券発行の特権を有し、政府の国庫事務を行なう銀行をいう。

○日本銀行

502 銀 行

5021 普 通 銀 行

預金貸出等通常の商業銀行業務を営む銀行をいう。

○都市銀行；地方銀行

5022 信 託 銀 行

金銭、有価証券、不動産等の信託業務を主要業務とする銀行をいう。

○信託銀行

5023 長期信用銀行

債券を発行し、主として設備資金または長期運転資金の融通等長期金融を主要業務とする銀行をいう。

○日本興業銀行；日本長期信用銀行；日本不動産銀行

5024 外国為替銀行

債券を発行し、外国為替取引および貿易金融を主要業務とする銀行を

中分類50—銀行・信託業

いう。

○東京銀行

503 在日外国銀行

5031 在日外国銀行

外国に本店を有する銀行の本邦内支店，その他の営業所または代理店をいい，主として外国為替業務を営む銀行をいう。

○外国銀行支店・出張所・代理店

504 政府金融機関（別掲を除く）

5041 郵便為替・貯金業務取扱機関

郵便為替，貯金業務を取扱う政府金融機関をいう。

○郵政省地方貯金局

5042 海外投融資機関

一般の金融機関が行なう輸出入および海外投資に関する金融を補完し，または奨励することを目的として設立された政府投融資機関をいう。

○日本輸出入銀行；海外経済協力基金

5043 開発金融機関

産業の開発振興を促進するため，一般の金融機関が行なう長期金融を補完する政府金融機関をいう。

○日本開発銀行；北海道東北開発公庫

5044 公営企業金融機関

地方公共団体が営む水道，ガス等公営事業のために発行する地方債に関し，同団体に資金を融資する政府金融機関をいう。

○公営企業金融公庫

中分類 51—農林水産金融業

総 説

この中分類には、農林水産関係の中央および地域的金融機関が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

- 511 農林水産系統組合の中央機関**
- 5111 農林水産系統組合の中央機関
債券を発行し、農林水産系統組合の中央機関として、これら組合員に
対し、資金を融資する機関をいう。
○農林中央金庫
- 512 農林水産系統組合に対する地域的親金融機関**
- 5121 信用農業協同組合連合会
農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間にあって、農業協
同組合の地域的親銀行の機能を行なう機関をいう。
○信用農業協同組合連合会
- 5122 信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会
農林中央金庫と信用事業を営む漁業協同組合および水産加工業協同組
合の中間にあって、漁業協同組合および水産加工業協同組合の地域的親
銀行の機能を営む機関をいう。
○信用漁業協同組合連合会；信用水産加工業協同組合連合会
- 5129 その他の農林水産系統組合に対する地域的親金融機関
その他の農林水産金融業に対する地域的金融機関をいう。
○森林組合連合会

中分類51—農林水産金融業

513 農林水産業に対する地域的金融機関

5131 農業協同組合

組合員である農業者に対し、金融の便益を供することを専業とする組合をいう。

○農業協同組合

5132 漁業協同組合、水産加工業協同組合

組合員たる漁業者または水産加工業者に対し、金融の便益を供することを専業とする組合をいう。

○漁業協同組合；水産加工業協同組合

5139 その他の農林水産業に対する地域的金融機関

他に分類されない農林水産業に対する地域的金融機関をいう。

514 農林水産業に対する政府金融機関

5141 農林水産業に対する政府金融機関

農林漁業者に対し、農林中央金庫およびその他の一般の金融機関が融通することを困難とする資金を補完する政府金融機関をいう。

○農林漁業金融公庫

中分類 52—中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業

総 説

この中分類には、中小規模の商工業、一般庶民、住宅、医療などの特定分野に対する金融的便益を供する各種民間および政府金融機関が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

521 中小企業・庶民金融機関

5211 相互銀行

主として中小企業に対し、預金・貸付業務などのほか固有の掛金（無尽）業務を営む金融機関をいう。

○相互銀行

5212 信用金庫・同連合会

会員および会員外から広く預金を受け入れ、主として会員である中小企業者に資金を融通する金融機関およびその連合会をいう。

○信用金庫；全国信用金庫連合会

5213 信用協同組合・同連合会

原則として、組合員のみから預金を受け入れ、主として組合員である中小企業者に資金を融通する組合およびその連合会をいう。

○信用協同組合；信用協同組合連合会

5214 商工組合中央金庫

債券を発行し、主として出資者である組合およびその構成員等から預金を受け入れ、これらに対し、資金を融通する金融機関をいう。

○商工組合中央金庫

中分類52—中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業

5215 中小企業金融公庫

一般の金融機関が融通することを困難とする中小企業への長期資金を補完する政府金融機関をいう。

○中小企業金融公庫

5216 国民金融公庫

国民大衆のため、一般の金融機関が融通することを困難とする事業資金などを融通する政府金融機関をいう。

○国民金融公庫

5217 労働金庫・同連合会

労働組合、消費生活協同組合等からの預金の受け入れを行ない、これら団体の行なう福利共済活動を推進するための資金を融通する金融機関およびその連合会をいう。

○労働金庫；労働金庫連合会

522 その他の庶民金融機関

5221 質屋

物品を質にとって一般庶民に生活資金を融通する事業所をいう。

○公益質屋；質屋

5222 貸金業

業として金銭の貸借または金銭の貸借の媒介を行なう事業所をいう。

○信用会社；商事会社（貸金業のもの）；協同組合（貸金業のもの）；金融ブローカー；ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するものを除く）；金融会社

×ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するもの）〔5311〕

5223 クレジットカード業

チケットまたはクレジットカードを発行し、会員が加盟店からの物品

中分類52—中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業

などを購入することについてあっせんを営む事業所をいう。

○クレジットカード会社；信販会社(クレジットカード業のもの)；各種チケット団体(クレジットカード業のもの)

5224 割賦金融会社

主として割賦販売に伴う割賦債権を担保または買取りなどにより割賦資金の供給を行なう事業所をいう。

○割賦金融会社

5225 物品無尽会社

無尽の方法により物品の給付を行なう事業所をいう。ただし、住宅無尽会社は小分類523〔5233〕に分類される。

5229 他に分類されない庶民金融機関

主としてその他の中小商工業または一般庶民の金融を行なう事業所をいう。

官公庁ならびに一般会社、団体などの従業員の間に作られている金融事業を主とする共済組合などで、相互扶助的に金融を行なう事業所を含む。

○無尽または頼母子講(有志が集って相互扶助的に庶民金融を行なうもの)

523 住宅専門金融機関

5231 住宅金融公庫

一般金融機関が融通することを困難とする住宅資金を個人、会社等に対し、融通する政府金融機関をいう。

○住宅金融公庫

5232 住宅金融業

主として住宅資金を個人、会社などに対し融通する事業所をいう。

○日本住宅金融株式会社；株式会社住宅ローンサービス

中分類52—中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業

5233 住宅無尽会社

無尽の方法により土地、建物の給付を行なう事業所をいう。

○日本住宅無尽株式会社

524 医療金融機関

5241 医療金融公庫

一般金融機関が融通することを困難とする私立の病院、診療所等に対し、長期資金を融通する政府金融機関をいう。

○医療金融公庫

525 環境衛生金融公庫

5251 環境衛生金融公庫

一般の金融機関が融通することを困難とする中小企業の環境衛生関係営業に対し、その衛生水準を高め、近代化を促進するための資金を融通する政府金融機関をいう。

○環境衛生金融公庫

526 その他の特定目的金融機関

5261 政府出資で金融業務を行なう各種事業団等

公益的ないし社会政策的見地などから特定の事業目的をもった政府出資法人で、金融的業務（融資、債務保証）を営む事業所が分類される。

○私立学校振興会；林業信用基金；石炭鉱業合理化事業団；石油開発公団；中小企業振興事業団

中分類 53—補助的金融業，金融付帯業

総 説

この中分類には、いわゆる金融業務を営むものではないが、これと密接に関連する補助的、付随的業務を営む機関が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

531 補助的金融業，金融付帯業

5311 短資業（証券業を除く）

金融機関相互間に介在し、主としてコール資金の貸付またはその貸借の媒介を業とする事業所をいう。

○短資会社；ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するもの）

5312 証券金融会社

証券業者および一般顧客に対して融資ならびに貸株を行なうことを業とする事業所をいう。

○日本証券金融株式会社；大阪証券金融株式会社；中部証券金融株式会社

5313 手形交換所

全国主要都市に存在し、加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関をいう。

○手形交換所

5314 両替業

空港、停車場、ホテル、競馬場などにおいて一定の手数料をとって顧客の便益のために高額面通貨との両替および内外国通貨の両替を営む事業所をいう。

○両替屋；外国貨幣両替業

中分類53—補助的金融業，金融付帯業

5315 中小企業信用保険公庫

信用保証協会の保証につき保険を行ない，また同協会に資金を融通する政府金融機関をいう。

○中小企業信用保険公庫

5316 信用保証協会

中小企業者等の金融機関からの借入れによる債務を保証することにより事業資金の融通を円滑にすることを目的とする事業所をいう。

○信用保証協会

5317 預金保険機構

預金保険法に基づき預金者などの保護を図るため金融機関の預金などの払戻しにつき保険を行なう法人をいう。

○預金保険機構

5319 その他の補助的金融業，金融付帯業

その他の補助的金融業務および金融付帯業務を営む事業所をいう。

○北海道建設事業信用保証株式会社；東日本建設事業信用保証株式会社；西日本建設事業信用保証株式会社

中分類 54—投 資 業

総 説

この中分類には、主として株式引受の方法により企業資金を供給する事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

541 投 資 業

5411 中小企業投資育成会社

中小企業育成のために企業へ資本を供給（株式引受）する事業所をいう。

○東京中小企業投資育成株式会社；大阪中小企業投資育成株式会社；名古屋中小企業投資育成株式会社

5419 その他の投資業

他に分類されない投資業を営む事業所をいう。

中分類 55—証券業，商品取引業

総 説

この中分類には，証券業，商品取引業，証券取引所，商品取引所およびこれらと類似した業務を営む事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

551 証券業

5511 証券取引所会員である証券会社

証券取引所の会員である証券会社をいう。

○証券会社（証券取引所正会員，才取会員および特別会員）

5512 証券取引所会員でない証券会社

証券取引所の会員でない証券会社をいう。

○証券会社（証券取引所会員でないもの）；証券投資信託販売会社

5513 証券投資信託委託会社

証券投資信託の委託者となることを業とする会社をいう。

○証券投資信託委託会社

5514 補助的証券業

主として補助的証券業務を営む事業所をいう。

○証券代行業

×証券業協会 [9412]；証券業協会連合会 [9412]

5515 証券業類似業

主として証券業類似業務を営む事業所をいう。

○証券投資顧問業；宝くじ死さばき業；商品券売買業

×投資顧問業（証券投資を除く）[8799]

中分類55—証券業，商品取引業

552 商品取引業

5521 商品取引所会員の商品取引業

商品取引所法により主務省に登録した商品取引所の会員をいう。

○商品仲買人

553 取引所

証券取引法および商品取引所法により規定された証券もしくは商品の取引を行なうために必要な場を提供する事業所をいう。

5531 証券取引所

証券を取引するため，証券取引法により政府の免許を受けた取引所をいう。

○証券取引所

5532 商品取引所

商品を取引するため，商品取引所法により主務省に登録した取引所をいう。

○商品取引所

中分類 56—保 險 業

総 説

この中分類には、あらゆる形態の生命、火災、海上その他の保険事業を営む事業所が分類される。農業災害保険を行なう農業共済組合・同連合会、農業共済基金ならびに漁船災害保険を行なう漁船保険組合も本分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行なう事業所は中分類92—社会保険，社会福祉〔9211〕または大分類M—公務〔9711または9811〕に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

561 生命保険業

5611 生命保険株式会社

保険業法による株式組織の生命保険事業を行なう事業所をいう。

○生命保険株式会社

5612 生命保険相互会社

保険業法による相互組織の生命保険事業を行なう事業所をいう。

○生命保険相互会社

5613 生命保険再保険会社

保険会社で主として他の保険会社の引受けた生命保険を再保険する業務を営む事業所をいう。

○生命保険再保険会社

5614 簡易保険・郵便年金取扱機関

簡易生命保険および郵便年金事業を取扱う国の機関をいう。

○郵政省地方簡易保険局

中分類56—保 險 業

5619 その他の生命保険業

その他の生命保険事業を行なう事業所をいう。外国生命保険会社支店を含む。

○外国生命保険会社支店

562 損 害 保 険 業

5621 火災海上保険株式会社

保険業法による株式組織の火災海上保険事業を主要業務として営む事業所をいう。（自動車傷害、盗難、運送などの保険事業を含む）

○火災海上保険株式会社

5622 火災海上保険相互会社

保険業法による相互組織の火災海上保険事業を主要業務として営む事業所をいう。（自動車傷害、盗難、運送などの保険事業を含む）

○火災海上保険相互会社

5623 火災海上保険組合

組合員に対して主として火災または海上保険事業を行なう事業所をいう。

○船主責任相互保険組合；木船相互保険組合；漁船保険組合

5624 損害保険再保険会社

保険会社で、主として他の保険会社の引受けた損害保険を再保険する業務を営む事業所をいう。

○火災海上再保険会社；地震再保険会社

5629 その他の損害保険業

他に分類されない損害保険事業を行なう事業所をいう。外国火災海上保険事業を含む。

○外国火災海上保険事業者

中分類56—保 険 業

563 共 済 事 業

5631 共 済 事 業

各種協同組合法等による共済事業を行なう事業所をいう。

○農業協同組合共済；共済農業協同組合連合会；各種生活協同組合共済；火災共済協同組合；水産業協同組合共済会

中分類 57—保険媒介代理業，保険サービス業

総 説

この中分類には，保険代理業，保険会社および保険契約者に対する保険サービス業務を営む事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

571 保険媒介代理業

5711 生命保険媒介業

生命保険業者のために生命保険契約の募集または保険料の集金を行なう事業所をいう。

○生命保険代理店

5712 損害保険代理業

損害保険業者のために，火災海上保険等の契約の締結，保険料の収納等を行なう代理店をいう。

○火災保険代理店；海上保険代理店；自動車保険代理店

5713 共済事業媒介代理業

各種共済協同組合法等による共済事業を行なう事業者のために共済契約の締結，共済料の収納等を行なう代理所をいう。

○火災共済協同組合代理所

572 保険サービス業

5721 保険料率算出団体

この団体に所属する会員のために各種保険の危険度を調査し，保険料率の算出を行なう事業所をいう。

○損害保険料率算定会；自動車保険料率算定会

中分類57—保険媒介代理業，保険サービス業

5722 損害査定業

保険業者から独立した経営による損害査定業務を営む事業所をいう。
○損害査定事務所

5729 その他の保険サービス業

他に分類されない保険サービス業務を営む事業所をいう。
○生命保険相談所
×保険協会〔9411〕